

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第441号)

平成18年3月3日

横情審答申第441号

平成18年3月3日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成17年7月27日消鶴第118号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「火災調査報告書（平成17年1月6日鶴見区大黒ふ頭船舶火災火災番号  
5－1）（平成17年5月30日消鶴第66号）」の一部開示決定に対する異議  
申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「火災調査報告書（平成17年1月6日鶴見区大黒ふ頭船舶火災火災番号5－1）（平成17年5月30日消鶴第66号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「火災調査報告書（平成17年1月6日鶴見区大黒ふ頭船舶火災火災番号5－1）（平成17年5月30日消鶴第66号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年6月8日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書に記載されている個人の職業、氏名、年齢、住所、個人の行動、発言及び証言資料については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから本号に該当し、非開示とした。

## (2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書に記載されているり災の程度、損害額、損害額算定書（経過年数、残存率、時価価額、減損率、損害額）、火災損害申告書のうち物件（本体）焼損状況・箇所、添付書類のうち火災保険額及び積荷のり災の程度（数量）については、法人又は事業を営む個人が経理活動等事業活動を行う上で内部管理に属する情報であって、開示することにより当該法人又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがある情報であることから本号アに該当し、非開示とした。

## (3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書のうち、条例第7条第2項第2号及び第3号アに該当するため非開示としている情報は、公表をしないことを前提に関係者の協力を得て入手した情報で

あって、これらの情報を開示すると、本件火災に限らず今後の火災調査にあたり、市民等からの信用を失い、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難になり、ひいては火災調査に著しい支障をきたすおそれがある情報であることから本号に該当し、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示とする部分の概要は、「①個人の職業、氏名、年齢、住所、個人の行動、発言、証言資料」（以下「非開示部分①」という。）及び「②り災の程度、損害額、損害額算定書（経過年数、残存率、時価価額、減損率、損害額）、火災損害申告書のうち物件（本体）損傷状況・箇所、添付書類のうち火災保険額及び積荷のり災の程度（数量）」（以下「非開示部分②」という。）である。
- (3) 非開示とする根拠規定として、条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号が挙げられており、かかる根拠規定を適用する理由として、次の3つが挙げられている。すなわち、「非開示部分①は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、又は開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため」（以下「非開示理由①」という。）、「非開示部分②は、法人の経理事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため」（以下「非開示理由②」という。）、及び「非開示部分①及び②を開示することにより、関係当事者との信頼関係が損なわれ、今後の火災調査業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため」（以下「非開示理由③」という。）とされている。
- (4) 条例第7条第2項は、「開示しない」もしくは「開示してはならない」ではなく、あくまでも「開示しないことができる」と規定している。「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない」（条例第7条第1項）が、非開示情報が記録されている場合には、開示しないことができるのである。逆に言えば、非開示情報が含まれている場合でも開示することはできるのである。
- (5) 要するに、当該具体的状況において、非開示情報を開示することで、具体的に、

情報開示の要請を上回る何らかの弊害が発生する場合にのみ、情報開示をしないことが許されるべきなのである。かように解することは、「横浜市が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資する」（条例第1条）という条例の目的にも合致する。

- (6) 非開示部分①においては、特定の個人の発言、行動等が非開示とされている。特に、現場質問調書については、全て非開示とされている。このような非開示部分は、火災原因の判定や火災の状況を知る上で必要不可欠の部分と考えられる。特に、本件火災の被害者である本船船主にとっては、是非とも知りたい、かつ知らされるべき情報である。この点、申立人は、本船船主の代理人として活動する弁護士である。したがって、非開示部分①については、開示の必要性が非常に高い。

他方、非開示部分①を非開示とする理由として、非開示理由①及び③が挙げられている。しかし、情報を公開することで発生する弊害が、いずれも抽象的レベルにとどまっており、上記の開示の必要性を上回るとは到底認められない。

また、非開示部分①は、本件火災現場に居合わせた者の言動及び供述が大部分であり、典型的なプライバシー権の対象とされる思想・信条、家族構成、収入等の情報は含まれていない。さらに、非開示とされている情報は、業務上、火災現場に居合わせた者に関するものであり、純然たるプライバシー侵害のおそれは皆無である。

以上より、非開示部分①を非開示とすることは相当でない。

- (7) 非開示部分②は、本件火災の結果発生した損害に関するもので、火災調査報告書の本質的部分ともいえるものであり、開示の必要性は高い。

他方、非開示部分②を非開示とする理由として、非開示理由②及び③が挙げられている。

まず、非開示理由③については、上記同様、情報を公開することで発生する弊害が、いずれも抽象的レベルにとどまっており、情報開示の必要性を上回るとは到底認められない。

また、非開示理由②は、「法人の・・・内部管理に属する情報」、「開示することにより当該法人の事業活動が損なわれるおそれ」とする。しかし、本件において「法人」とは、具体的には本船船主であり、申立人が船主代理人の弁護士である本件では、そのようなおそれは、そもそも観念しえないのである。

以上より、非開示部分②を非開示とすることは相当でない。

- (8) 本件一部開示理由説明書における非開示理由は、いずれも抽象的分析にとどまっている。つまり、情報を開示することによって発生する弊害を、本件における具体的状況に即して具体的に検討するということが全くなされていない。情報開示による弊害が、具体的にどのように生じるかが、情報を開示しない場合の最も大きなポイントになるにもかかわらず、かかる点に関する検討がないのであり、不十分といわざるを得ない。

また、情報を開示しないことが許されるのは、当該具体的状況において、非開示情報を開示することで、具体的に、情報開示の要請を上回る何らかの弊害が発生する場合に限定されると解すべきところ、本件一部開示理由説明書では、情報開示の要請について全く検討されていない。

- (9) このように、本件一部開示理由説明書は極めて説得力に欠けるものである。これは、とりもなおさず、そもそも情報の一部開示という結論そのものが不合理であるからに他ならない。

船舶火災という一つ間違えば大災害にもなりかねないことについて、被害者の船主の代理人である申立人に対しても、火災発生の経緯や原因について開示しないことは、消防署の使命を忘れた暴挙という他はない。

以上より、本件処分は取り消されるべきものと思料する。

## 5 審査会の判断

### (1) 火災調査について

火災調査とは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第31条から第35条の4までに規定する消防長又は消防署長の権限及び義務に基づき、火災の原因及び損害の状況を究明し、類似火災の防止、延焼の防止等の消防行政目的を達成するために行われるものである。

火災現場の物的調査、関係者からの事情聴取等の火災調査により判明した火災原因及び損害状況については、調査書類が作成され、消防署長から消防局長に報告される。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成17年1月6日に鶴見区大黒ふ頭において発生した船舶火災についての調査書類であり、具体的には、以下の文書から構成されている。

ア 起案表紙

イ 出火日時・場所・火元、り災程度、出火原因等、当該火災の概要を総括して記録

した火災調査報告書（その１及びその２）

ウ 火災の鎮火後に火災現場に立ち入り、火源、着火物となった物の焼損状況などについて調査を行い、これらの状況を記録した実況見分調書

エ 火災に関係ある者に対し必要事項を質問し、その者から任意に得た供述を記録した現場質問調書

オ り災した動産及び不動産について、火災によって被った損害等を記録した文書で、火災損害申告書、損害算定書５及び火災損害額決定書から構成される損害関係書類

(3) 条例第７条第２項各号の該当性について

ア 条例第７条第２項各号では、開示しないことができる情報について、次のとおり規定している。

(ｱ) 条例第７条第２項第２号本文

個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(ｲ) 条例第７条第２項第３号ア

法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(ｳ) 条例第７条第２項第６号

市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 実施機関は、別表において条例第７条第２項第２号本文に該当するとして非開示とした情報は、個人に関する情報であって、これを開示することにより特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ

り、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であり、別表において同条同項第3号アに該当するとして非開示とした情報は、法人又は事業を営む個人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、これを開示することにより当該法人又は事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれのある情報であると主張している。

また実施機関は、条例第7条第2項第2号本文及び第3号アに該当するとして非開示とした情報は、同条同項第6号にも該当する情報であり、公表をしないことを前提に関係者の協力を得て入手した情報であることから、これを開示すると本件火災に限らず今後の火災調査にあたり、市民等からの信用を失い、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難になり、ひいては火災調査に著しい支障をきたすおそれがあると主張している。

ウ 当審査会は本件申立文書を見分したが、これを構成する文書ごとに非開示情報の該当性について、以下検討する。

(ア) 火災調査報告書（その1及びその2）について

火災調査報告書（その1）のうち個人の年齢並びに火災調査報告書（その2）のうち個人の職業、氏名、年齢、行動及び発言内容は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

火災調査報告書（その1）のうちり災の程度及び損害額並びに火災調査報告書（その2）のうちり災の程度は、法人が火災により受けた損害に関する情報であって、当該法人の事業に関する情報であると認められるため、これを開示すると当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、同条同項第6号について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(イ) 実況見分調書について

実況見分調書のうち個人の氏名、年齢及び発言内容は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

実況見分調書のうちり災の程度は、法人が火災により受けた損害に関する情報であって、当該法人の事業に関する情報であると認められるため、これを開示すると当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2項第3号アに該当し、同条同項第6号について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(ウ) 現場質問調書について

現場質問調書のうち個人の職業、氏名、年齢、住所、電話番号、発言内容及び証言資料は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、同条同項第6号について判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(エ) 損害関係書類について

火災等調査規程（昭和63年12月消防局達第30号）は、消防署長は、損害調査の資料とするため、り災関係者に火災損害申告書の提出を求めること並びに損害額が計上される火災においては各種損害算定書及び火災損害額決定書を作成することを定めている。また、消防署長はこれらの調査書類等を消防職員以外の者に閲覧させてはならないことを定めている。

上記の規定の趣旨から、火災損害申告書はあくまでも消防行政施策に必要な基礎資料とするため、公表しないことを前提に、り災関係者の協力を得て入手した情報であると認められ、また、損害算定書5及び火災損害額決定書は、当該火災損害申告書の情報を基に、当該火災による損害額を計算し、決定するために作成されたものと認められる。よって、火災損害申告書、損害算定書5及び火災損害額決定書を開示することは、消防行政施策のためのり災関係者の協力の有無を明らかにするだけでなく、り災関係者から入手した情報を公表することとなるため、市民等との信頼関係が損なわれ、火災関係者からの協力が得られず、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難になるなど、今後の火災調査に著しい支障をきたすおそれがあると認められることから、これらの文書全体が条例第7条第2項第6号本文に該当し、同条同項第2号及び第3号アについて判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(オ) なお、前記(ア)から(ウ)までにおいて当審査会が条例第7条第2項第2号本文に該当するとした情報は、いずれもただし書アからウまでの規定に該当しない。

申立人は、本件火災の被害者である船主の代理人であって、情報開示の必要性が高い旨主張するが、いうまでもなく、本市の情報公開条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該行政文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。

#### (4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

#### 別表

本件申立文書のうち、実施機関が条例第7条第2項各号に該当するため非開示とした情報

| 文書名              |          | 非開示とした情報及び非開示条項                |                            |                              |
|------------------|----------|--------------------------------|----------------------------|------------------------------|
|                  |          | 2号                             | 3号ア                        | 6号                           |
| 火災調査報告書<br>(その1) |          | 個人の年齢                          | り災の程度及び損害額                 | 2号及び3号ア<br>に該当するとし<br>た情報すべて |
| (その2)            |          | 個人の職業、氏名、年齢、行動及び発言内容           | り災の程度                      |                              |
| 実況見分調書           |          | 個人の氏名、年齢及び発言内容                 | り災の程度                      |                              |
| 現場質問調書           |          | 個人の職業、氏名、年齢、住所、電話番号、発言内容及び証言資料 |                            |                              |
| 損害<br>関係<br>書類   | 火災損害申告書  | 個人の年齢                          | 物件（本体）焼損状況・箇所、火災保険額及びり災の程度 |                              |
|                  | 損害算定書5   |                                | 経過年数、残存率、時価価額、減損率及び損害額     |                              |
|                  | 火災損害額決定書 |                                | 損害額                        |                              |

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                                                                                                                     | 審 査 の 経 過                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 平成 17 年 7 月 27 日                                                                                                          | ・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成 17 年 8 月 19 日<br>( 第 8 回 第 三 部 会 )<br>平成 17 年 8 月 25 日<br>( 第 67 回 第 一 部 会 )<br>平成 17 年 8 月 26 日<br>( 第 69 回 第 二 部 会 ) | ・ 諮問の報告                   |
| 平成 17 年 9 月 5 日                                                                                                           | ・ 異議申立人から意見書を受理           |
| 平成 17 年 9 月 8 日                                                                                                           | ・ 部会で審議する旨決定              |
| 平成 17 年 11 月 4 日<br>( 第 13 回 第 三 部 会 )                                                                                    | ・ 審議                      |
| 平成 17 年 12 月 16 日<br>( 第 16 回 第 三 部 会 )                                                                                   | ・ 審議                      |
| 平成 18 年 1 月 20 日<br>( 第 17 回 第 三 部 会 )                                                                                    | ・ 審議                      |
| 平成 18 年 2 月 3 日<br>( 第 18 回 第 三 部 会 )                                                                                     | ・ 審議                      |